

国民年金



◆村民課住民係 TEL 2-3113 ◆母島支所庶務係 TEL 3-2111
(小笠原村管轄：港年金事務所 TEL 03-5401-3211)

国民年金への加入

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。

加入者は職業等によって3つのグループに分かれており、それぞれの加入手続きや保険料の納付方法が異なります。

種類	対象
第1号被保険者	自営業、自由業、農林漁業、学生、無職の方などで20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などで70歳未満の方
第3号被保険者	第2号被扶養者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

	加入手続き先	手続きに必要なもの	保険料の納め方
第1号被保険者	村民課住民係 または 母島支所庶務係	印鑑、年金手帳	本人による納付
第2号被保険者	勤務先	勤務先に確認	厚生年金保険料、共済組合掛金に含まれる
第3号被保険者	配偶者の勤務先	勤務先に確認	第2号被保険者の加入する年金制度が負担

● 任意加入被保険者(希望して加入できる方)

- ① 海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ② 日本国内に住む60歳以上65歳未満の方(年金の受給資格期間が足りない方や年金額を満額に近づけたい方)
- ③ 65歳以降70歳になるまでの間に受給権を確保できる昭和40年4月1日以前に生まれた方
- ④ 60歳未満の老齢(退職)年金受給者

上記の方々も第1号被保険者と同様に、村民課住民係または母島支所庶務係で手続きをし、ご自分で保険料を納めます。

ただし、日本に住所のある60歳以降の方は、原則、口座振替になります。

国民年金の届出

こんなとき	どうする	手続に必要なもの
20歳になったとき (厚生年金・共済組合加入者をの除く)	国民年金加入手続きをする	印鑑
会社や官公庁等を退職したとき	第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きをする	印鑑、本人と配偶者の年金手帳、退職の証明ができるもの
氏名や住所を変更したとき	氏名や住所変更手続きをする	印鑑、年金手帳
年金手帳を失くしたとき	再交付の手続きをする	印鑑、運転免許書等の顔写真付証明書
第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき(離婚、収入増のとき)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	印鑑、年金手帳、扶養喪失証明書

保険料の納め方

保険料は20歳から60歳の40年間納めなければなりません。また、国民年金保険料は加入した月から納め、毎月の保険料は翌月末日(納付期限)までに納めることになっています。

種類	納付方法
納付書(現金)	日本年金機構から送付される納付書で、全国の銀行、郵便局、農協、漁協、信用金庫、信用組合、コンビニエンスストアで納めることができます。 《納付書(現金)による前納》 その年度の一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が割引されます。
口座振替	申し込みは、振替開始希望月の前々月までに村役場にお申し出ください。手続きに必要なものは、年金手帳または納付書、預(貯)金通帳、預(貯)金通帳届出印です。
インターネット	パソコンや携帯電話を利用して、インターネットで納めることができます。金融機関とのインターネットバンキングの契約が必要となりますので、ご利用の金融機関へお問い合わせください。
クレジットカード	希望される場合は、事前に年金事務所へのお申し込みが必要となります。(申出書は、村役場にあります。)一部対象とならないカードもありますので、詳しくはカード発行会社までお問い合わせください。

保険料の納付が困難なとき

保険料の納付が未納のままだと老後の年金だけでなく、若いときにも支給される障害基礎年金等が受けられない場合があります。また、免除申請等は減額にはなりますが、老齢基礎年金を受けるための期間に数えられるため、追納できる期間も未納のときは納付期限後2年以内ですが、免除等は10年以内の納付が可能です。

	制度の種類	対象者	承認期間	手続に必要なもの
所得の少ない方	申請免除 ①全額免除 ②4分の1納付 （4分の3免除） ③半額免除 ④4分の3免除 （4分の1免除） ※所得に応じて	申請者本人、申請者の配偶者、世帯主のそれぞれの方が下記のいずれかに該当する方 ア 前年の所得（収入）が一定基準以下の方 イ 障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下の方 ウ 失業、倒産、事業の廃止、天災等にあったことが確認できる方 エ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方 オ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を支給されている方	7月から翌年6月	印鑑 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの 他の区市町村から転入された方は前年の所得状況（各種控除額が記載されているもの） 失業等を理由とするときは、その理由がわかる書類
30歳未満の方	若年者納付猶予制度	上記ア、イ、ウ、エの方	同上	同上
学生の方	学生納付特例制度	大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、一部の海外大学の日本分校等に在学する20歳以上の学生等で、学生本人の前年所得が118万円以下の方	4月から翌年3月	印鑑 年金手帳 学生証（写し可） または在学証明書

老齢基礎年金の裁定請求

年金を受給するためには、少なくとも25年以上の受給資格期間が必要です。

各 種 期 間	請求時の手続に必要なもの
国民年金の保険料を納めた期間	①印鑑 ②支払機関の口座番号と請求書に金融機関の証明印 ③本人と配偶者の年金手帳 ④戸籍謄本 ⑤住民票 ⑥雇用保険被保険者証または雇用保険受給者資格証（該当者のみ） また、職歴についても確認が必要になります。
第2号被保険者期間	
第3号被保険者期間	
保険料の免除期間や若年者納付猶予期間、学生納付特例期間	
昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金などの加入期間	
任意加入期間やカラ期間	

なお、老齢基礎年金は65歳から受給ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に減額された繰り上げ支給の年金を受けたり、66歳以降に増額された繰り下げ支給の年金を受けたりすることができます。

基礎年金の種類

種類	内容
障害基礎年金	国民年金に加入している間にかかった病気やケガにより障害者になったときに支給されます。20歳前に障害者になった方は、20歳になったときに受給できますが、所得制限があります。
遺族基礎年金	国民年金加入中の被保険者や老齢基礎年金の受給資格期間(原則として25年間)を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

第1号被保険者の独自給付

種類	内容
寡婦年金	国民年金保険料を25年以上納めた夫が、65歳前に老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある妻が60歳から65歳になるまで受けられます。
死亡一時金	国民年金保険料を36月以上納めている方が、年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられる一時金です。 ※妻や子が遺族基礎年金を受けることができるときは、死亡一時金は支給されません。また、その権利は2年を過ぎると無効となりますのでご注意ください。